

由布市告示第42号

平成20年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成20年5月29日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成20年6月5日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
西郡 均君	浏览けさ子君
太田 正美君	二宮 英俊君
藤柴 厚才君	佐藤 正君
江藤 明彦君	佐藤 人巳君
田中真理子君	利光 直人君
久保 博義君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
生野 征平君	山村 博司君
後藤 憲次君	丹生 文雄君
三重野精二君	

○応招しなかった議員

なし

平成20年 第2回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成20年6月5日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成20年6月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 発議第5号 由布市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第5 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第3号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第4号 平成19年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 報告第5号 平成19年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算(第6号)」
- 日程第13 議案第39号 由布市景観条例の制定について
- 日程第14 議案第40号 由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止について
- 日程第15 議案第41号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第16 議案第42号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第43号 由布市農政対策審議会条例の一部改正について
- 日程第18 議案第44号 由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第45号 由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第20 議案第46号 由布市落葉果樹生産集団総合整備事業資金融資補償条例の一部改正について

- 日程第21 議案第47号 由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第22 議案第48号 由布市基礎牛導入資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第49号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第24 議案第50号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第25 議案第51号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第52号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第53号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第54号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 発議第5号 由布市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第5 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第3号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第4号 平成19年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 報告第5号 平成19年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第6号）」
- 日程第13 議案第39号 由布市景観条例の制定について
- 日程第14 議案第40号 由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止について

- 日程第15 議案第41号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第16 議案第42号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第43号 由布市農政対策審議会条例の一部改正について
- 日程第18 議案第44号 由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第45号 由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第20 議案第46号 由布市落葉果樹生産集団総合整備事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第21 議案第47号 由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第22 議案第48号 由布市基礎牛導入資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第49号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第24 議案第50号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第25 議案第51号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第52号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第53号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第54号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 4番 新井 一徳君 | 5番 佐藤 郁夫君 |
| 6番 佐藤 友信君 | 7番 溝口 泰章君 |
| 8番 西郡 均君 | 9番 渕野けさ子君 |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 13番 佐藤 正君 |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 久保 博義君 | 19番 小野二三人君 |
| 20番 吉村 幸治君 | 21番 工藤 安雄君 |
| 22番 生野 征平君 | 23番 山村 博司君 |
| 24番 後藤 憲次君 | 25番 丹生 文雄君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君 書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	秋吉 洋一君
教育長	二宮 政人君	総務部長	大久保眞一君
総務課長	工藤 浩二君	総合政策課長	島津 義信君
財政課長	長谷川澄男君	人権・同和対策課長	衛藤 秀人君
会計管理者	米野 啓治君	産業建設部長	荻 孝良君
都市・景観推進課長	若林 純一君	健康福祉事務所長	立川 照夫君
健康増進課長	秋吉 敏雄君	保険課長	佐藤 和利君
環境商工観光部長	吉野 宗男君	挾間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	川野 雄二君	湯布院振興局長	太田 光一君
教育次長	高田 英二君	学校教育課長	秋篠 義隆君
消防長職務代理人	浦田 政秀君	代表監査委員	宮崎 亮一君

午前10時00分開会

○議長（三重野精二君） おはようございます。本日ここに平成20年第2回由布市議会定例会の開会に当たり、議員各位には公私ともに何かと御多忙のところ出席を賜りまことにありがとうございます。

一般の議会報告会は全議員が参加のもと、資料作成から進行・記録・会場設営に至るまで教科書のない、いわば前例のない「報告会」に市民280名余りが参加し、開かれた由布市議会の一歩が踏み出されたものと確信をいたしております。とりわけ数回にわたり議論を重ねた「議会運営委員」の各位の御奮闘に敬意を表します。今後は、今回の報告会を検証し全員協議会で議論を重ねていきたいと思っております。

さて、南九州から関東に至る西日本地域の大部分は梅雨入りをしましたが、由布市地域を区域とする北九州地域の梅雨入りももう間もなく発表される昨今の天気模様のようにあります。これからの梅雨時期は豪雨等による災害発生が心配される時期であります。自然災害の怖さについては私たちはひと時も忘れることはできません。地球規模では、中国四川省における大地震やミャンマーのサイクロン被害における自然災害は「人ごと」ではありません。私たちの由布市においては、昨年の湯布院地方の土石流による大災害もまだ記憶に新しいところであり、その湯布院を中心とする市内全般にわたる豪雨災害等による耕地や農道・市道等の「災害復旧工事」も見事にほぼ完了したことに執行部の御奮闘に御尽力と関係する機関に敬意を表するところであります。

さて、先般、私は「挾間地区の小さな親切運動事業の総会」に出席をして感動いたしました。市民の皆さんが主導で運営するこの会で今年は19の事案が「親切実行賞」として顕彰されました。このように、いわば市民主導の運営で市民同士がほめ合う、お互い当たり前のことかもしれないことが最近薄れがちの世相に、この挾間地域の小さな親切運動の取り組みに私は感銘をいたしました。まさしく首藤市長が進める「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまちづくり」の原点はここにあると感じた次第であります。

そうした中、今回の定例会は、発議・諮問・承認・議案など多くの重要な議案が提案されておりますが、執行部の皆さんには、真摯で親切丁寧で堂々とその趣旨についての答弁や意見を、さらに議会答弁の重みを十分に認識して、課内・部内での内部討論を踏まえての発言を行うよう要望します。また、議員各位におかれましては、綿密周到な御審議を賜り適切な結論に到達しますよう希望いたします。また、市長を初め執行部の皆さんには、各常任委員会等における審議や現地調査に対して格段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今定例会は、地球温暖化防止の一環で、クールビス対応として本会議は正装ですが、適宜、上着は個々の判断で非着用とすることは各位の任意とします。なお、委員会は議員、職員ともどもクールビスでの対応の中、本定例会を開催することをお互い承知の上御理解いただき、開会に当たり私のあいさつといたします。

それでは、本定例会の開会に当たり招集者であります市長よりあいさつをいただきます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成20年第2回由布市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

最近雨の日の間隔が大変近くなりまして梅雨入りが間近になったという感じがしておりますが、湯布院地域では既に田植えも終了いたしまして、庄内地域と挾間地域はこれからが田植えの本番を迎えようとしているところでございます。毎年水不足で田植えに支障を来す地域もありまして、ことしは無事田植えが終了するよう願っているところでございます。

また、ことしに入りまして、世界ではミャンマーでの大型サイクロンによる大災害、中国・四川省における大地震など世界各地で大きな災害が発生しておりまして甚大な被害が発生していることは議員皆さん方も御承知のことと思います。とりわけ中国・四川省の大地震は、地震大国である我が国にとりましても決して人ごとではなく、由布市におきましても同じでございますが、これをみずからのこととして日ごろから災害対策の重要性を考えていかねばならないという認識を新たにしたところでございます。

さて、本日、平成20年第2回定例会を招集いたしましたところ、公私ともに大変御多忙の中、議員皆さんの御出席をいただきまして心から厚くお礼を申し上げます。

本議会では、平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出など報告4件、人権擁護委員の推薦に関する諮問1件、専決処分の承認3件及び由布市景観条例の制定を初めとする議案16件の議題を上程をいたすことにしております。いずれも重要な案件でございますので慎重な御審議をお願い申し上げますとともに、御賛同いただきますようお願い申し上げまして開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第2回由布市議会定例会を開会します。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（三重野精二君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、西郡均君、9番、湊野けさ子さんの2名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの14日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月18日までの14日間と決定をいたしました。

日程第3 諸報告

○議長（三重野精二君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長より報告いたします。

4月7日、庄内庁舎にて「平成20年度第1回由布高等学校振興協議会」が開催され、出席をいたしました。

4月8日、湯布院コミュニティセンターにて「平成20年度由布市湯布院防衛協会総会」が開催され、出席をいたしました。

4月11日、湯布院町にて「平成20年度大分県市長会春季定例会」が開催され、開催市議会議長として歓迎の辞を述べました。

4月13日、湯布院駐屯地にて「新隊員前期教育入隊式」が挙行され、出席をいたしました。

4月16日、竹田市にて「第94回大分県市議会議長会定期総会」が開催され、局長とともに出席をいたしました。

4月17日、挾間庁舎にて「議会運営委員会」が開催され、副議長とともに同席をいたしました。引き続き「全員協議会」を開催いたしました。

4月20日、湯布院町にて「湯布院温泉祭り・献湯祭」がとり行われ、議員各位とともに参列いたしました。

4月21日、湯布院町にて「平成20年度日出生台演習場周辺施設整備期成会通常総会」が開催され、出席をいたしました。

4月22日、挾間庁舎にて「議会運営委員会」が開催され、副議長とともに同席をいたしました。

4月23日、湯布院公民館にて「平成20年度第46期ゆふ大学入学式」が挙行され、出席をいたしました。

4月24日、熊本県熊本市にて「第83回九州市議会議長会定期総会」が開催され、局長とともに出席をいたしました。

4月29日、庄内町にて「第29回黒岳山開きとシャクナゲ観賞登山」が開催され、出席をいたしました。

4月30日、挾間庁舎にて「議会運営委員会」が開催され、副議長とともに同席をいたしました。引き続き「全員協議会」を開催いたしました。

5月8日、挾間庁舎にて「行財政改革特別委員会」が開催され、同席をいたしました。同日、庄内庁舎にて「平成20年度第2回由布高等学校振興協議会」が開催され、出席をいたしました。

5月9日、挾間庁舎にて「議会運営委員会」が開催され、副議長とともに同席をいたしました。

5月11日、挾間町にて「第3回由布市体育大会開会式」が挙行され、出席をいたしました。

5月13日、挾間庁舎にて「議会運営委員会」が開催され、副議長とともに同席をいたしました。

引き続き「全員協議会」を開催いたしました。

5月17日、湯布院町にて「湯平温泉祭り献湯祭式典」が挙行され、議員各位とともに参列をいたしました。

5月21日、庄内庁舎にて「由布市学校給食センター建設策定委員会」が開催され、出席をいたしました。

5月22日、庄内町にて「平成20年度庄内町商工会通常総会」が開催され、出席をいたしました。

5月23日、県下初の試みとなる「議会報告会」を庄内地域の市民を対象に開催、庄内班の議員各位とともに出席し、市民との直接の意見交換をとおり、議会と市民との連携を深めることができました。参加者は75名でありました。

5月25日、大分市にて「第8回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会」が開催され、出席をいたしました。

5月26日、健康温泉館にて湯布院地域での「議会報告会」を開催し、出席をいたしました。参加者は120名でありました。

5月27日、東京都千代田区全国都市会館において、今年度から加盟をいたしました「全国温泉所在地都市議会議長協議会」の第37回総会が開催され、局長とともに出席をいたしました。

5月28日、東京都千代田区日比谷公会堂において「第84回全国市議会議長会定期総会」が開催され、局長とともに出席をいたしました。

5月30日、はさま未来館にて「平成20年度小さな親切運動挾間町支部総会」が開催され、出席をいたしました。同日、挾間庁舎にて「議会運営委員会」が開催され、副議長とともに出席をいたしました。同日、はさま未来館にて挾間地域の「議会報告会」が開催され、出席をいたしました。出席者は80名でありました。庄内、湯布院、挾間地域ともに議会に対する質問・要望が大いになされ盛会のうちに終了することができました。3地域合計で275名の参加者でありました。

5月31日、湯布院町塚原にて「献穀斉田御田植式」が挙行され、議員各位とともに参列をいたしました。

6月2日、庄内町にて「平成20年度由布市庄内町東庄内地区開発促進協議会総会」が開催され、出席をいたしました。

6月3日、庄内中央公民館にて「由布高等学校中高一貫教育庄内地域説明会」が開催され、出席をいたしました。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、平成20年3月定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

最初に、議員を初め市民の皆様におわびを申し上げなければなりません。職員に対する扶養手当過誤払いについて御報告を申し上げます。

昨年10月に市町村職員共済組合被扶養者認定検認調査におきまして、職員に対する扶養手当過誤払いが判明をいたしました。過去の分につきましても精査を行い、その結果が出ましたので御報告をいたします。

該当職員は10名（うち退職者1名）で、過誤払い金は推計でございますが、総額818万8,174円でございます。このうち消滅時効にかからない5年間分を返還請求することとし、返還請求額は454万8,074円となります。

過誤払いの期間につきましては、個人差はありますが、最長で平成5年4月分から平成20年5月分までとなっております。

過誤払いの原因につきましては、ほとんどが親の扶養手当の受給でございまして、扶養要件を超える年金受給がありながら取り消しの届けを提出していなかったものであります。

届出をしなかった理由といたしましては、税法上非課税所得とされる遺族年金や障害者年金を扶養認定の所得として認識していなかったというものでございます。また、認定する側も十分な審査や確認がなされなかったという二重のミスが重なったものと考えられます。このようなミスが永年継続してきたことにつきましてはまことに遺憾であり、議員各位を初め市民の皆様に対し衷心よりおわびを申し上げるところでございます。

今後は再発防止の徹底と職員の意識改革に取り組みながら綱紀の粛正を図り、市民の信頼回復に努めてまいりる決意でございます。重ねて心からおわびを申し上げます。

次に、去る5月30日、湯布院駐屯地司令から直接電話がございまして、5月28日、日出生台演習場北側の県道にて203ミリりゅう弾砲の破片が発見されたとの報告がございました。駐屯地ではこの件を非常に重く受けとめ、203ミリりゅう弾砲の演習を中止して、原因を調査中のこととございました。私からは「早期の原因究明と再発防止」を強く申し入れたところでございます。

また、6月3日には、秋吉副市長が湯布院駐屯地に出向き、訓練科長に対して演習場の安全運用を最優先し、原因が判明し次第報告するようにと要請したところでございます。

次に、旧挾間町の公共下水事業の件でございますが、5年前に旧挾間町は、この公共下水を中止という方向で決定をしておりましたが、5年間を経過して由布市としても今後どうするかという対応を考えてまいりました。いろんなデータ・結果を検証する中で、由布市としては今後継続して事業を進めることは不可能であるという状況に達しまして、3月6日の建設水道常任委員会で私みずからこの方向を委員会の皆さん方に御説明をし、御理解を求めましたし、4月17日、全員協議会におきまして部長から議員の皆さん方にもこの方向について御説明申し上げたとおり

でございます。

この件につきまして県からも市はどういう考えでおるかということで市長の意見を聞きたいということでございまして、30日に県に出向きまして私の続行は不可能で中止の方向でいきたいということを県に伝えたところでもあります。地元住民の皆さんもこの件につきましては大変な御心配をされておられて、私としてもこの下水につきましては生活上もうなくてはならないものでありますから、早急にこの点について地元の皆さん、JA、そして三者が共同になって最善の策を講じていきたいということを地元住民の皆さんにお話をしたところでございます。

続きまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、4月1日、平成20年度職員の定期人事異動を行い、27名の退職に伴い213名という大規模な人事異動となりました。組織・機構の改編では、健康福祉事務所に子育て支援課、教育委員会に教育総務課を新設したところでございます。

4月6日に、大分南地区春の交通安全大会が開催され、出席をいたしました。市内におきましても悲惨な交通事故死亡事故が多発しておりまして、根絶に向けた運動の重要性を痛感しているところでございます。

4月7日には、大分県立由布高等学校振興協議会が開催をされまして、県教委から存続の方向で検討の報告がなされたことから、今後の取り組みについて協議をいたしました。

また、同日、山桜日本一の里づくりの一環として、由布市・おおいた森林組合・株式会社アステムの三者による健康保養林造成に係る協定調印式が行われまして、私も立会人として出席をいたしました。

4月11日には、大分県市長会春季定例会が本市湯布院町で開催されまして、県下14市の市長が出席し、道路財源の確保を求める緊急アピールを採択し、都市財政の拡充強化等について協議をしたところでございます。

4月14日には、湯布院厚生年金病院の公的存続を求める院内集会及び要請のため上京をいたしました。

4月17日には、道路整備促進期成同盟会全国協議会及び暫定税率等の継続要請行動のため上京いたしました。

4月20日には恒例の由布院温泉まつりが行われ、献湯祭、開会行事、パレード等に参加をいたしました。当日は天候に恵まれ、本年度より観光交流を予定しております佐伯市長もお迎えし盛会のうちに開催されたところでございます。

4月23日には、「ゆふ大学」の入学式が行われ、「これからの由布市」と題しまして講演を行って、入学者の皆さんのお元気な様子を拝見したところでございます。

4月24日には、本年開催されます「チャレンジ！おおいた国体」由布市実行委員会が開催さ

れ、目前に迫った国体成功に向けた具体的取り組みを協議したところでございます。

4月28日から3日間をかけて、平成20年度各部局懸案事項につきまして、各課長からヒアリングを行ったところでございます。

次に、4月29日には、第29回黒岳山開きが現地において、多くの登山客や地元の人々が参加する中、開催され、黒岳の新緑と原生林を満喫されたものと思っております。

次に、5月8日には、平成20年度由布市自治委員役員会が開催され、自治委員会長に湯布院町の会長であります広末英徳氏が選出され、今後の自治委員会の活躍をお願いをしたところでございます。

5月9日には、道路整備促進期成同盟全国協議会理事会が開催され上京いたしました。

5月11日には、由布市民体育大会の開会式が挾間町の挾間体育センターで行われ、この日11競技が開催され各会場を回りましたが、今年は国体の開催ということもございまして市民スポーツの振興に取り組む必要性を十分に感じたところでございます。

5月15日から16日にかけて、沖縄県石垣市におきまして九州市長会総会が開催をされ、全国市長会への提出議案につきまして協議と道路整備が立ちおくれることがないように予算の拡充確保を図ること等について道路整備財源の確保に関する決議を行ったところでございます。

5月20日には、道路整備促進期成同盟会全国協議会総会出席のため上京し、あわせて県選出国會議員への要望活動を行ったところでございます。

5月22日には、大分県基地周辺整備対策協議会長及び日出生台演習場周辺整備期成会長として、九州防衛局へ赴き、関係市町とともに合同陳情を行い、本市としましても大分川河川改修及び別府湯布院線改良事業など5事業について要望を行ったところでございます。

次に、5月24日から26日にかけて上京し、24日には在京由布市会の皆さんによります庄内子供神楽の歓迎会を、翌25日には在京大分県人会創立80周年記念祝賀会のアトラクションとして庄内子供神楽が出演し喝采を浴びたところでございます。翌26日には防衛省へ合同陳情を行い、県基地周辺整備対策協議会長として要望書を提出したところでございます。

次に、5月27日には湯布院湯の坪街道の周辺住民でつくる「景観づくり検討委員会」から景観計画の素案の提出を受けました。これを受けまして本議会に条例提案をいたすことといたしております。

5月28日には、雨期を目前にして市内の防災パトロールを実施し、特に危険箇所と思われる9カ所の現地視察を行ったところでございます。今後、梅雨時期を迎えますので警戒態勢には万全を期したいと考えております。

続いて、同日、湯布院地域審議会委員の任期満了に伴い、新たに任命した委員15名の皆さんに委嘱状の交付を行い、「各地域のまちづくりが市全体の発展につながる」ということから、市

民のための議論をお願いしたところでございます。

6月1日には、県、由布市、地元消防団並びに関係自治区によります総合防災訓練が湯布院町で行われ、土砂災害を想定した訓練を行ったところでございます。本市においては、毎年のように甚大な土砂災害が発生しておりまして、市民の生命と財産を守るため、市民、地域、行政及び関係機関が協働し、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりまして、今後このような訓練が全市で実施されることが大事であると考えたところでございます。

6月3日から4日にかけて、全国市長会と温泉所在都市協議会出席のため上京いたしました。

最後になりましたが、これまでも議員から御質問をいただいております「庁舎方式検討委員会」についてでございます。本年3月に本市の組織再編計画として「由布市組織のあり方に関する検討調査」を外部委託して作成をしましてまいりました。現在、仮称ではございますが「庁舎方式検討委員会」の立ち上げ準備といたしまして、委員会の設置要綱等の作成及び委員就任のお願いを行っているところでございます。

委員の選考につきましては、これまでも申してまいりましたように、客観的な立場から庁舎位置等について検討いただくために、由布市以外に在住する有識者として大学教授や学識を有する皆さん方をお願いをし、市長の私的な諮問機関としての位置づけのもと検討いただき報告をいただきたいと考えているところでございます。

スケジュール的には、7月中にも第1回の検討委員会を開催し、年度内に五、六回の委員会を開催する中で年度末には報告をいただきたいと考えております。

また、その報告を受けまして市長として判断をさせていただき、議員の皆さんを初め各地域自治委員会や各地域審議会の皆さんに御報告を申し上げるとともに、市民の皆さんにも御説明を行う中で御理解をいただきたいと考えているところでございます。議員皆様の格段の御理解をお願いするものでございます。

以上をもちまして報告を終わらせていただきます。

○議長（三重野精二君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成20年第1回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（秋吉 洋一君） 皆さん、おはようございます。それでは、私の方から平成20年度第1回定例会において採択されました請願等のその後の処理経過及び結果報告をお手元に配付しております資料に基づきまして御説明を申し上げます。

まず最初に請願でございます。受理番号2番、件名、川上1212—1自衛隊跡地の整備についての請願でございます。

この案件につきましては、さきの第1回の定例会におきまして、委員長報告の中で市の負担を伴わないという条件のもとに趣旨採択をいただいております。その中で早急に財務省の方と折衝をするようにという意見が付されておりました。そういうことでございましたので、4月10日に私ども大分財務事務所の方へ出かけました。その結果、そこに書いてますように、財務事務所といたしましては今回の対象土地は官舎移転に伴う跡地であり、既に移転経費に充当する財産として位置づけられておるということでございます。そういうことでございますので時価で売却することがもう既に決定しているということでございました。したがって、減額や無償譲渡などの優遇措置は今回の土地については適用されないということでございましたので、これ以上の交渉は困難であるというふうに判断いたしております。

なお、請願者につきましては、文書にてこの大分財務事務所との協議結果を文書にて御報告を申し上げているところでございます。

続きまして、陳情でございます。受理番号1、件名、市町村管理栄養士設置に関する陳情書でございます。

これにつきましては、今、由布市では健康増進課に1名、管理栄養士を配置している状況でございます。

続きまして、継続審査分でございます。12月の議会の継続審査分でございます。受理番号3、件名、入札制度の改善を求める陳情書でございます。

これにつきましては、市が発注する公共工事に係る入札制度の改正につきましては、今後も国や県の動向を注視しながら、市内における経済の循環等も十分に考慮いたしまして、今現在担当課の方で改正に向けての素案を作成中でございますので御理解をいただきたいと思っております。

私の方からの報告は以上でございます。

○議長（三重野精二君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査及び同法第199条の規定による定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

○代表監査委員（宮崎 亮一君） おはようございます。例月出納検査及び定期監査の結果について御報告を申し上げます。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、平成20年3月から5月までの例月出納検査の結果を御報告します。

検査の対象は、会計管理者及び企業管理者の保管する月末の現金のあり高及び出納状況であります。検査は3月25日、4月23日、5月27日に行いました。

結果につきましては、検査資料の計数は諸帳票の計数と一致しておりまして、適正に処理されていると認められました。

なお、予算の執行に当たっては質素儉約を心がけていただきたいと思います。とっております。

また、5月26日に湯布院スポーツセンターを初め挾間B&G海洋センターなど9カ所において現金実査を行い、現地で確認いたしました。いずれも適正に管理されておりました。

次に、地方自治法第199条第4項の規定により、3月26日に定期監査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

監査の対象といたしましては、市の財務に関する事務の執行状況について商工観光課を初め5つの課から聴取いたしました。結果といたしましては、施設の使用料について収入調定を適宜行うこと、事務用品の購入については由布市一般事務用品契約単価一覧に基づいて行うように求めました。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 例月出納検査及び定期監査の結果報告が終わりました。

次に、各常任委員会の閉会中の調査研修の結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） おはようございます。本常任委員会は調査研修を行いましたので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

総務常任委員会は、去る5月19日、東京都小平市と西東京市、20日に大分県東京事務所へ、副委員長の江藤議員、そして、小野議員、二宮議員、佐藤友信議員、そして私の5名と、随行者に事務局の馬見塚主幹の計6名で研修をいたしました。

まず、19日の午前中に小平市では、旧小川東小学校の廃校跡地利用の研修を行いました。平成12年3月議会において廃止が決定され、統廃合後の施設有効活用については平成13年1月4日に小川東小学校の施設有効活用のための基本方針及び1月9日に基本計画作成のためのガイドラインを策定し検討を始めたそうです。これに基づき平成13年4月に基本計画を公表し、同10月までに地域懇談会やワークショップ、意見収集、手続等、市民の意見を参考として旧小川東小学校施設有効活用基本計画の原案を作成して、さらに公募を含む10名の委員で構成する小平市旧小川東小学校施設有効活用基本計画原案検討懇談会を設置し、平成14年1月から4月まで4回の会議を開催して検討を重ね、平成14年8月に決定をしたそうです。現在では「小平元気村おがわ東」として施設を利用しています。

簡単に施設の概要を説明します。校舎1階に福祉活動の場としてシルバー人材センターとさまざまな障害を持つ人たちが折り詰めなどの作業をしている心身障害者通所授産施設おだまき、そして、精神的な障害を持つ人たちを対象に日常生活支援、相談、交流活動をしている地域支援センターあさやけなど、2階には市民活動や青少年健全育成の施設で子どもと家庭に関する相談、子育てを総合的に支援する子供家庭支援センター、中学生、高校生を中心とした自主的な活動と

交流を図る青少年センター、男女共同参画センター、市民活動支援センター準備室、3階には学校教育施設として施設小中学校に在籍する不登校の子どもたちを支援する教育支援室あゆみ教室と教育相談室などがありました。その他に貸し出し施設として第1、第2会議室、多目的ホール、体育館、グラウンドなどがあり、体育施設利用状況として平成18年度に件数は2,879件、利用人員は6万1,713人で、子どもが3万4,144人、一般が2万5,279人、高齢者が2,290人となっておりました。施設全体の指定管理については、当時は市全体の議論であったのと制度が始まったばかりなので至らなかったようであります。

ちなみにこの小平市、最初は住民自治基本条例を研修予定でありましたけれども、まだ調査中ということでお断りをいただきましたので廃校跡地の利用の研修をいたしました。

次に、午後からの西東京市では、西東京市の市民参加条例の研修でありまして、条例の制定の背景、制定までの経緯、概要など、そして今後の課題をお聞きしてまいりました。

まず、背景としましては、平成13年1月に旧田無市と旧保谷市が合併して西東京市が誕生しました。平成12年4月の地方分権一括法により地方分権が一層進展したこと、合併における地域市民の参加意欲の高揚、合併新市として市民ニーズを取り入れた政策形成を行うための市民参加の仕組みが必要であったことが主な背景でありました。条例制定までの経過については公募により10名の委員を選んで議論をしてもらい、市民の方々の意見を聞いて、あわせてワークショップを行い、最終的には14年2月に取りまとめ、市民参加条例の制定に向けた市長への提言がありました。西東京市市民参加条例は、平成14年10月1日に公布され同日から施行されました。今後の課題として、一つは市民参加手続の見直し、2つ目は市民参加条例から自治基本条例の制定へと変えたいとのことでありました。平成17年度に庁舎内勉強会、18年度に外部講師による研修の実施及び市長への中間報告、19年度に市長へ報告書を提出したところまででありました。

ちなみに東京都26市の状況でありますけれども、平成19年8月現在、市民参加条例策定が4市、検討中が2市、自治基本条例策定が3市、検討中が13市、うち7市が策定準備中でありました。

次に、20日には大分県東京事務所で企業誘致の状況を研修いたしました。水戸博文所長のごあいさつを受け、早速企業誘致課課長補佐の廣瀬肇さんから懇切丁寧な説明を受け、仕事として当たり前とはいえ大分県のトップセールスマンとして努力をいただいていることに議員一同感銘をいたしました。

企業誘致の概要としては、1つ目に他県との誘致競争が熾烈を極める中、進出する企業は大分県をとということでねらっているわけではないので常に福岡、熊本、佐賀との戦いがあるそうです。企業ニーズを的確に把握し、県庁内はもちろんのこと市町村も含めた一体的な対応をワンストップ

プで迅速に行うことができるよう情報の収集と発展に努めています。あわせて立地済み企業本社に対しても盆や暮れ、年明けなどにできるだけ訪問を行い、フォローアップを図っているそうでもあります。

2つ目は、誘致対象は静岡、長野、新潟の各県以東の地域にある企業が対象であり、北部九州に集積が進んでいる自動車関連企業や長期的に発展が見込まれる半導体企業、成長著しい環境産業や農工連携を担う食品産業等の誘致を積極的に行っているようで、あわせてコールセンターなどの情報サービス産業等幅広い分野での誘致活動を行っていました。

3つ目としては企業の設備投資が造成を続けるなど今年の経済は堅調さを保ち、全体としては明るさが増しつつあったのですが、ことしに入り原油高やアメリカのサブプライム問題に端を発した景気の悪化により経済情勢がますます不透明化する中、企業の投資意欲にかげりが見えてきて、しかしながら企業誘致は雇用の創出や地域経済の活性化に有効で波及効果も高いことから今後とも企業情報の収集と訪問を積極的に行い、本庁との連携を一層密にし、優良企業の誘致に全力で取り組んでいきたいということでありました。

終わりに、話を聞いてみますと、由布市においても湯布院は全国的にも有名な所で、企業イメージを大切に考えている会社にとって評価は高く、由布市全体としてもそのことを生かしていく必要があるのではないか、企業誘致の用地等もどういった企業を誘致したいのかで条件が違ってくるので絞り込みの検討も必要であるとのことでありました。企業は、地元の市がどう対応して自分たちを迎え入れてくれるのかを心配しているということでありました。

当委員会としては、由布市はもっと積極的に東京事務所や大阪事務所、福岡の事務所等を訪問し、積極的に由布市をアピールしてほしいと思いました。

以上、総務常任委員会の調査研修報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道常任委員会から研修の報告をいたしたいと思えます。わずかですけど公共下水道の資料をちょっと議長におことわりしてしますので、ごらんになってください。

それでは、御報告を申し上げます。本常任委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行いましたので、その結果を下記のとおり会議規則第103条の規定により、ただいまから御報告を申し上げます。

調査事件につきましては2カ所行ってまいりました。いずれも茨城県ですけども、茨城県桜川市では、現在挟間で問題になっております合併槽について市町村型の合併処理槽についての研修を行いました。それから2日目に同じ茨城県の下妻市におきまして公共下水道事業についての研修を行いました。調査期間は5月19日から3日間で行いました。調査地は先ほど言いました

茨城県の2市でございます。参加者は副委員長の佐藤人巳議員、久保博義議員、生野征平議員、丹生文雄議員、それに私、5名、それに随行者といたしまして吉野君に同行していただきました。

5月19日、ここ庁舎を6時に出まして、それぞれ庄内、湯布院で乗り合わせをいたしまして空港へ行きました。9時半に羽田空港に着きまして、東京駅より電車を乗り継ぎまして桜川市にある岩瀬駅に到着をいたしました。そこで職員の方が2人でマイクロバスでお迎えに来てくれておりまして本当にありがたく感謝を申し上げます。時間を14時から16時までということで2時間の時間をいただきましたが、ちょっと早めに着いたんですけども既に用意をしてくれておりました。担当の建設常任委員長さん見えて来てくれましてごあいさつをいただき、上下水道部長、それから次長兼下水道課長、それから職員の方2名の御説明をいただきました。

茨城県の桜川市というのが、まあ、ちょうど東京から70キロぐらいということだそうございまして、隣が栃木県に一部入っておる——端の方といいますかね、町自体としては沼や池が多くて農業が盛んな市と言われておりました。平成17年10月1日に岩瀬町、真壁町、大和村、この2町1村が合併しまして、面積が179.78平方キロ、人口が約4万9,000人ということで、うちよりもちょっと大きなまちでございます。今回の研修につきましては先ほど申しましたように公共下水のことについてちょっと市町村合併型の浄化槽の事業を行っているということでここに来たわけでございます。

事業実施について申し上げますと、桜川市では生活環境の改善と河川などの公共用水域の保全を図るために生活排水対策として公共下水道事業及び農業集落排水事業または個人設置型の浄化槽整備に取り組んでおります。より一層の汚水処理整備を推進するため桜川市全域を対象に市町村設置型浄化槽整備事業で整備をしているところでございます。ただし、この整備事業につきましては公共下水道及び農業集落排水事業地域は除いておりますということです。

まちについては市内を流れる桜川は霞ヶ浦に注いでおり、その上流部に当たることから水道原水にもなっておりますために水質の保全が大事だということで、特に我々の所の一般浄化槽というのは通常の処理であります合併処理浄化槽でチッソあたりのものですが、ここの浄化槽はリンを処理に伴うものを高度処理しているという小型合併槽を使用しているということが特徴かと思われれます。

本事業につきましては、市が個人にかわって浄化槽設置工事から維持管理までをすべ行うものであります。使用者は設置費用の一部——負担金ですけど、と公共下水道や農業集落排水と同様に浄化槽の使用料を納めていただければ市が責任をもってこれを管理するというものでございました。対象地区は先ほど申しましたように公共下水と農業集落排水を除く全域でございます。これにつきましては費用負担については一応建築基準法とも同じですけど、5人槽以下、床面積が140平米以下が15万円、7人槽が20万円、10人槽について25万円という分担金を市に

納めるようになっております。

維持管理費の使用料ですが、5人槽、7人槽、10人槽それぞれ基本料金は2,625円と同じでございます。あとは家族の人数割で1人につき525円というのが基本料金に加算される金額が浄化槽使用料として2カ月に一遍納められます。

ちなみに4人家族の1カ月分の使用料としますと基本料金が2,625円ですので、525円を4人家族で計算しますと2,100円というところと4,725円、大体5,000円弱の浄化槽の使用料と、これを毎月払われる形になります。

しかも現在我々のとこだと豊後衛生センターさんが家に来まして、それぞれ投薬したり管理したり全部私が年間に4万円——約5万円近いところ出すんですけども、これがこの場合、保守点検については4カ月に1回市がちゃんと来て薬品の充当等全部してくれますし、法律上の年1回の浄化槽内の清掃、これもすべて市が行います。だから7条検査ちゅうのが浄化槽にありますし、11条検査、これ県の指定とかがあるんですけど、これあたりもすべてもう市がその中で行ってくれるようになっておるそうでございます。

ただ、あと、これについてのトイレの改修をするときに皆さんのお手元にあるかもしれません配管が、浄化槽を掘る所に庭木があったり構築物があったりいろいろあった分については自分とこでのけてくださいよと、そのあとについては工事しましょうということになっております。それから、あと、浄化槽を使用するについての心がけ等は現在我々が使っている浄化槽の心がけと変わりありません。

ちなみに、この事業は平成18年度から始めまして、18年度が少ないですね、30基。それから19年度にようよう65基が使われたということが、20年度はこれからだということで、切りかえ時に補助金として市が9万円を負担するというところだそうでございます。こういうことを桜川市では勉強をしてきました。

次に、研修の2日目は、同市の下妻市に行ってまいりました。当市も東京から60キロぐらいと、先ほどから10キロぐらいしかかわらないんですけど、ここはもともと1市1村の合併で面積が80平方キロと余り広くないんだけど、人口が4万6,000人、非常に人口密度が高いですね。ここのまちは海拔がこの高さで20メートル、高い所と低い所がないようなまちで比較的平坦な地形で、市内を鬼怒川と小貝川が両方を挟むような形で都市形態されます田園都市ということ聞いております。産業といたしましては、1次産業が7.64%、2次が37.5%、特に3次産業が53.65%と一番多くなっております。

9時15分ごろ、ホテルが近くだったもんですから、そこを出まして10時前に既に会議を行わせていただきました。ここにつきましては議会事務局長の副議長さんがお待ちしてくれてまして、原部副議長さんからまちの概要を聞かせていただき、また建設部長の寺田部長さんからもま

ちの概要、公共下水の概要をお聞きしました。それから本論に入りまして職員から公共下水についての現在の状況を説明を受けました。

この市は農業集落排水というのではないそうでございます。下妻市は2つの流域にまたがって公共下水道工事は広域でやっております、鬼怒・小貝川流域下水道というのを、これについては近隣の5市町村により平成4年より事業を開始し、平成11年度に下妻市の一部が供用開始し、平成17年度にすべての市町村が一部供用開始となりましたと。本市は——下妻市は11年度に99.9ヘクタールが使用開始されたが、住宅地域が全域に分散しているために効率が悪く事業費が割高となっている傾向にあり、平成18年度末の整備状況は下妻地区において276.33ヘクタール、千代川地区において123.62ヘクタール、両方合わせて400ヘクが現在されておりまして、その下水道の普及率は現在23.1%にまだとまっているということでございます。

もう一方の小貝川東部流域下水道につきましては、近隣が7市町村により平成8年度に事業を着手して、平成15年度に一部供用開始、最後に下妻市が平成24年度に一部供用開始する予定となっておりますのでございますが、これも皆さんのお手元にありますようにことしの予算非常に低く組んであります。財政難からこの24年が27年——8年に延ぶんじゃないだろうかというようなことも説明がありました。

現在この中で茨城県全体の下水道の普及率については平成18年度末現在で51.7%と全国平均の70.5%を大きく下回っておると。特に下妻市を含む県西地区については32.1%と非常に茨城県の中でも低い位置にとどまっているところだそうでございます。

また、水洗化率が平成18年度末現在で44.8%と大変低い状況にあると。このため市としては戸別訪問や水洗化の台帳の整備、水洗便所の改良資金の助成等の加入促進をいろんな方面から図っておりますが、受益者の負担金、宅内の整備工事等の負担金も多くなかなか普及が進まないというのが現状だそうでございます。

この地域の特に設置に当たっての助成が我々も会議で思ったんですけど、一般住宅については1万3,000円しか助成がないということも一つの加入者が少ない欠点かなと。それから、もう一つの選択肢として市が50万円を貸すかわりに利子は市がただでもちまじょうと、しかしその50万円は自分で払ってくださいよという選択もしくは1万3,000円をいただく、この2つの方法を選んでくださいというようにこの市はなっているそうでございます。

そういう研修をしながら下妻市の公共下水の算出方法も出てるんですけど、これあたりはたまたもし皆さんのお聞きしたいことがありましたら私を含め我々の常任委員会の皆さんのお手元に持ってますのでごらんになっていただきたいと思います。皆さんのお手元に下妻市の公共下水の表が配られているかと思っておりますけども、ここに建設工事等の比較というの、これがお手元にあるかと思っております。ことし18年を見てください、もう金額が、全部で今までピーク時では平成10年

あたりに全体の工事費としては13億円ちゅ金額までやってますけども、ことしに至って一番下の右の欄ですけども、1億5,000万円と、負担金については2,900万円というもう本当に小額な金額で市長が言われるようになかなか公共下水は今後も将来的に難しいかなと思うような印象を受けました。

以上で簡単ですが建設水道常任委員会の報告を終わらせていただきたいと思います。詳しくはまた資料を持っていますのでもし必要な方は言うてくだされば。どうもありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で各常任委員会の閉会中の調査研修報告を終わります。

日程第4 発議第5号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第4 発議第5号由布市議会委員会条例の一部改正についてを上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。18番久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） おはようございます。それでは提案させていただきます。発議第5号由布市議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び由布市議会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成20年6月5日、由布市議会議長三重野精二殿。提出者、由布市議会議員久保博義、賛成者、由布市議会議員淵野けさ子、由布市議会議員山村博司、由布市議会議員利光直人、由布市議会議員溝口泰章、由布市議会議員新井一徳、由布市議会議員小林華弥子。

提案理由、由布市行政組織規則の一部改正に伴い委員会条例の整備を行うため。

次ページを見ていただきたいと思います。由布市議会議員条例の一部改正する条例、由布市議会議員条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては新旧対照表を見ていただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。

○議長（三重野精二君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、審議に入ります。日程第4 発議第5号由布市議会委員会条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 提出者にお伺いいたします。提案理由の説明なんですけども、由布市行政組織規則、平成17年規則第3号の一部改正に伴いというふうに書いてあるんですけども、通常こういう場合は由布市行政組織規則の一部改正、括弧して平成20年3月26日及びそれが4月1日に施行されたので委員条例の整備を行うためというふうに書くのが普通の提案の理由じゃなかろうかというふうに思うんですけども、それが1点です。

それと、最初の素案を見せられたときに「及び」と「並びに」の使い方を統一してほしいということをお願いして統一されて使われているんですけども、「並びに」というのは同じ課の場合の最後につけるのじゃないかなと思うんですけども、「及び」というのが全く別の組織あるいは別のものに及ぶ場合に——部に及ぶ場合に「及び」がつくんじゃないかというように私は考えてるので、使い方が逆じゃないかというように考えます。

3点目は、監査委員は私は行政委員とは思わないんですけども、一応行政委員という自治法上の扱いになってます。したがって、今回の書く順番も会計課、消防本部、選挙管理委員会、監査委員及び議会事務局というような書き方が適切じゃなかったかというふうに思うんですけども、以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（三重野精二君） 18番久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） 貴重な御意見ありがとうございます。

まず、1点目の提案理由でございますけども、おっしゃるとおりそうだろうと私もそういうように同感いたしております。それに訂正を今後はしたいと思っております。

2点目、3点目につきましては文言修正でございますけども——3点は違います、2点目は文言修正でございますけども、これにつきましては私国語が弱いもんですから貴重な御意見だと思っております。十分検討していきたいと思っておりますけども、今回につきましては当面——間に合わずという言葉は大変失礼なんですけども、全体を見ましたときにすべての部分をやり直したいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。当面今回この条例でいきたいと思っております。総合的に見直したいと思っております。3点も含めて見直したいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[議員24名中起立24名]

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。25分から開会します。

午前11時15分休憩

.....
午前11時27分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

.....
日程第5報告第2号

日程第6報告第3号

日程第7報告第4号

日程第8報告第5号

日程第9諮問第2号

日程第10承認第1号

日程第11承認第2号

日程第12承認第3号

日程第13議案第39号

日程第14議案第40号

日程第15議案第41号

日程第16議案第42号

日程第17議案第43号

日程第18議案第44号

日程第19議案第45号

日程第20議案第46号

日程第21議案第47号

日程第22議案第48号

日程第23議案第49号

日程第24議案第50号

日程第25議案第51号

日程第26議案第52号

日程第27議案第53号

日程第28議案第54号

○議長（三重野精二君） 次に、本定例会に提出されました日程第5、報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてから日程第28、議案第54号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの24件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告案件4件、人事案件1件、専決処分の承認3件、条例の制定1件、条例の廃止1件、条例の一部改正9件、過疎地域自立促進計画の変更1件、補正予算4件、合わせて24件でございます。

それでは、提案理由の説明を順次申し上げます。

最初に、報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について御説明を申し上げます。

5月19日開催の由布市土地開発公社の理事会において、平成19年度の事業報告及び決算が可決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、事業報告書及び決算諸表が監事の意見書とともに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

次に、報告第3号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について御説明を申し上げます。

3月19日開催の由布市土地開発公社理事会におきまして、平成20年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が可決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認をいたしましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、事業計画に関する書類を提出するものでございます。

次に、報告第4号平成19年度由布市一般会計継続費繰越計算書について御説明を申し上げます。

継続費の繰越計算書につきましては、2つの事業において翌年度への通次繰越額が確定したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号平成19年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

繰越明許費の繰越計算書につきましては、12事業についての翌年度繰越額とそれに充てる繰

越財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

現任中の油布紋子氏が平成20年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに梅野悦子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため御提案を申し上げます。

経歴等を添付いたしておりますので、御参照の上よろしくお願い申し上げます。

次の承認第1号から承認第3号までは専決処分の承認を求めるものでございます。

まず、承認第1号「由布市税条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

今回の主な改正点は、寄附金税制の拡充や平成21年度から公的年金からの特別徴収制度の創設等でございます。

次に、承認第2号「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど御説明いたしました税条例の改正と同じく地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うものでございます。主な改正点はこれまでの老人保健への拠出金にかわって新たに後期高齢者医療制度への支援金等賦課額を創設することなどでございます。

次に、承認第3号「平成19年度由布市一般会計補正予算（第6号）」の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

今回の補正は、市道奥江線改良事業が天候の影響等で工事がおくれ、繰越明許費の設定が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

次に、議案第39号由布市景観条例の制定について御説明を申し上げます。

由布市は景観法第7条に基づく景観行政団体であり、良好な景観を保全すべき区域や良好な景観を形成する必要がある区域について、景観の形成に関する計画（景観計画）を定めることができることになっております。

本条例は、由布市の魅力ある景観づくりを市民、事業者とともに進める上で必要な事項と景観計画の運用上必要な事項を定めるためのものでございます。

景観計画につきましては、策定中の「景観マスタープラン」において、由布市全体の基本方針を定め、地域ごとの協議会において具体的方策の検討を行うこととしております。

湯の坪街道周辺地区においては、「由布岳を望む、だれもが安らげる湯の坪街道周辺地区」を

目指し、地元住民主導で「景観づくり検討委員会」を平成18年12月に立ち上げ、約1年半にわたり熱心な議論を重ね、景観のルールづくりに取り組んでこられました。

このたび検討委員会が策定された景観のルールにつきましては、景観計画として定めてほしいとの地元の強い要望がございますので、条例制定後にはこれを由布市の景観計画として定めたいと考えております。

他の地域におきましても市民の意向に応じ、また市が必要と認める区域において景観計画を定めてまいりたいと考えております。

次に、議案第40号由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止について御説明を申し上げます。

この条例の廃止につきましては、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律が平成20年3月31日に施行され、4月1日に同機構が解散されたことによるもので、条例適用の負担金もないことから今回条例を廃止するものでございます。

次に、議案第41号由布市監査委員条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第42号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律が平成20年5月1日から、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成20年7月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第43号由布市農政対策審議会条例の一部改正について及び議案第45号由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部改正について、議案第46号由布市落葉果樹生産集団総合整備事業資金融資補償条例の一部改正について、議案第47号由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例の一部改正について、議案第48号由布市基礎牛導入資金利子補給条例の一部改正について、議案第49号由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正についての6条例の改正につきましては、さわやか農業協同組合及び湯布院町農業協働組合が解散し、平成20年6月1日をもって新しく大分県農業協同組合を設立したことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第44号由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど御説明いたしました大分県農業協同組合の設立と独立行政法人緑資源機構法の解散に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第50号由布市過疎地域自立促進計画の変更について御説明を申し上げます。

由布市過疎地域自立促進計画の自立促進政策区分の交通体系の整備、情報化及び地域間交流の促進にかかわる市町村道路事業について、1路線の変更及び1路線の追加をお願いするものでございます。

次に、議案第51号平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ4,818万9,000円を追加し、総額予算を147億4,303万1,000円をお願いするものでございます。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費の組み替えが主なものとなっておりますが、来年5月にスタートいたします国民裁判員制度に伴う裁判員候補者名簿を作成するためのシステム開発委託費、由布高校存続のための由布高校振興協議会への補助金、3カ年事業で実施を予定しております「学力向上支援プロジェクト事業」「スクールソーシャルワーカー活用事業」など新規事業の経費も計上いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第52号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ815万9,000円を追加し、予算総額を29億7,166万8,000円をお願いするものでございます。

歳出につきましては、由布市包括支援センター派遣保健師の減に伴い、その代替職員確保のための増額が主なものでございます。

次に、議案第53号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算からそれぞれ270万円を減額し、予算総額を1億1,673万9,000円をお願いするものでございます。

内容は、東長宝地区農業集落排水施設の不明水調査の事業主体が大分県土地改良事業団体連合会に変更することに伴う減額でございます。

次に、議案第54号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ1,037万8,000円を追加し、予算総額を1億4,662万7,000円をお願いするものでございます。

歳出につきましては、職員の人件費関係を新たに計上いたしたところでございます。

以上で私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、担当部長並びに課長から御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三重野精二君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、日程第5、報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について詳細説明を行います。

5月19日に、由布市土地開発公社の理事会が開催され、平成19年度の事業報告及び決算が承認されました。公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、事業報告書及び決算諸表が監事の意見書とともに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

3ページをごらんください。まず、事業報告書ですが、19年度は新たな公有地取得事業、処分等はなく、保有をしている公有地の管理を行いました。市道向原別府線用地の借入利息として18万493円、南由布駅前用地借入金の利息として60万5,516円、下湯平若者定住化団地用地借入利息として203万1,918円の支払いを行ったところでございます。

以下、報告書には理事会の開催状況、監査の状況、役員の状況を記載しております。

次に、決算諸表について御説明をいたします。6ページをごらんください。まず、貸借対照表ですが、公社の1年間の財政状況を資産、負債、資本金、準備金で現在高を示したものでございます。資産合計並びに負債資本合計とも2億879万7,655円となっております。

次に、7ページは損益計算書です。1年間の収益と費用を計算するもので、当期については29万3,886円の損失となっております。

次に、8ページ、キャッシュフロー計算書ですが、1年間の現金預金の動きを表したもので、普通預金の年度末残高は428万9,225円、同じく定期預金残高は403万3,613円、合計で832万2,838円となっております。

9ページは、販売費及び一般管理費で、人件費及び経費42万9,153円の内訳を記載しております。

10ページは、準備金計算書でございます。前年度繰越準備金886万1,703円から、当期の純損失29万3,886円を引きました856万7,817円が当期準備金となり、下段にあります準備金処理計算書により次期繰越準備金として処理をいたしております。

次に、11ページは財産目録ですが、資産合計2億879万7,655円から負債合計1億8,722万9,838円を差し引いた2,156万7,817円が純資産ということになります。

12ページには未収金、未収金はございません。

なお、監査意見書につきましては13ページに記載をしております。

以下は、預金、公有地、固定資産、借入金等の明細書を添付いたしております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第6、報告第3号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。報告第3号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について詳細説明を行います。

3月19日開催の由布市土地開発公社理事会におきまして、平成20年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決をされまして、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認をいたしましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

1ページをごらんください。まず、平成20年度の事業計画ですが、公有地取得事業の管理利息として3件、合計328万6,000円となっております。

次に、2ページからは予算でございます。収益的収入は、短期借入金利息支払い分の補助金及び南由布土地貸付の附帯事業収益で309万7,000円となっております。

収益的支出といたしましては、短期借入金の支払利息並びに一般管理費及び予備費で347万4,000円を予定をいたしております。

資本的収入といたしましては、長期借入金支払い利息分を前受け金として32万4,000円計上しております。同じく支出では、予備費を加え37万4,000円を計上いたしております。なお、不足する5万円につきましては、過年度分及び今年度分損益勘定留保資金から補てんをするものといたしております。

4ページから7ページまでにつきましては、予算の明細を記載をいたしております。

次に、8ページをごらんください。受け入れ資金と支払い資金の資金計画を記載をいたしております。前年度と比較をいたしまして、今年度は借入金の予定がないこと、また3月末の未収金未払い金がないことから、表の増減に記載のとおり大幅な減という形になっております。

以下、10ページ以降には20年度の予定損益計算書、予定貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書を資料として添付をいたしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第7、報告第4号平成19年度由布市一般会計継続費繰越計算書について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、私の方から平成19年度由布市一般会計継続費の繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

まず、継続費の経費でございますが、年内に支出が終わらなかったものにつきましては、継続

費の継続年度の終わりまでに逡次繰り越しをして使用することができる。この場合、地方公共団体の長は翌年度の5月31日までに継続費の計算書を調整し議会に報告しなければならないということで、地方自治法施行令で規定されているとでございます。

これに基づきまして、内容を御説明いたします。まず、事業としましては、日出生台塚原線と給食センター建設の2つの事業でございます。

日出生台塚原線につきましては、予算の現額につきましてはそこに書いてますように2,669万3,000円ということでございますが、これに対しまして支出済の金額が1,838万円となっております。この支出の主な内容につきましては、消耗品と工事請負費が主な支出科目となっております。

これに対しまして、残額ということでその金額が831万3,000円となっております。この金額は、翌年度の逡次繰り越し額となります。財源につきましては、繰越金ということで831万3,000円となっております。

次の給食センターの建設につきましては、平成19、20、21の3カ年事業でございまして、19年度の予算額につきましては、1,465万1,000円に対しまして支出済の額が1,230万1,440円ということで、これの支出された科目は借金、それから費用弁償、造成の設計、それから造成工事等が支出というふうになっております。支出の残額につきましては234万9,560円ということで、この分が翌年度の逡次繰り越し額となっております。

財源としましては、繰越金が24万9,560円、それから地方債ということで210万円となっておりますが、合併特例債でございます。

継続費の繰越計算書につきましては以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第8、報告第5号平成19年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それでは、引き続きまして報告第6号平成19年度由布市一般会計繰越明許費の繰越計算書につきまして御説明申し上げます。（「5号」と呼ぶ者あり）

これも、先ほどの継続と同じでございまして、地方自治法施行令に定められているということで、5月31日までに繰越計算書を調整し議会に報告しなければならないということでございます。

事業につきましては、全部で12事業となっております。

まず、一番最初の民生費のところの地域介護福祉空間整備事業、これにつきましては1,500万円翌年度繰り越しというふうになっております。これは、理由としましては、介護保険施設のユニット改修のおくれによるものというふうになっております。補助金の交付ということでございますが、財源の内訳につきましては、未収入特財ということで国庫で1,500万円の起債ござ

いますが、国庫支出金でございます。地域介護福祉空間整備事業交付金という補助金の分になっております。

次に、用排水路整備事業この分でございますが、これは災害復旧の事務が多かったということで、工事の発注がおくれたというのが理由というふうに聞いております。現在の状況でございますが、8件あるうち7件は5月末で終了してるんですがまだ1件がおくれてるということで、最終的な完了見込みはことしの12月ごろというふうに聞いております。

繰越額としまして879万6,000円、財源内訳としましては126万3,000円ということで、これは地元からの分担金でございます。

次に、市道向原別府線、七蔵司工区の改良事業ということでございますが、これにつきましては繰り越しの理由としましては所有権の移転登記、これに伴う相続手続並びに抵当権抹消等で日数を要したということでございます。

事業の内容につきましては、土地の購入費、それから補償費となっております。これにつきましては、完了予定は20年、ことしの9月末というふうに聞いております。

財源につきましては、570万円につきましては国庫でございます。道路整備臨時交付金でございます。それから、地方債につきましては辺地債となっております。

それから、次の市道小野屋櫟木線の改良事業でございますが、これも先ほどの七蔵司と同じでございますが、やはり登記等の手続、それから境界の問題で相続手続に日数がかかったということでございます。これにつきましても、同じくことしの9月ごろの完了見込みということで、事業につきましては土地の購入費、それから補償費となっております。

財源につきましては、540万円は先ほどと同じ国庫の道路整備臨時交付金、それから地方債につきましては過疎債となっております。

それから、次が市道長湯庄内湯平改良線、湯平線の改良事業ということで1,601万円の繰越額となっております。これにつきましては、一応完了したというふうに聞いております。5月で完了したそうです。

財源説明いたしますと、680万円につきましてはこれは地方債、市債ですね、合併特例債が680万円となっております。それから、880万円につきましては国庫で、同じく道路整備の臨時交付金となっております。

それから、市道湯の坪線の改良事業、繰越額が220万円でございますが、これは繰り越した理由につきましては、設計した計画に対しまして地元の調整というのがなかなか手間取ったというふうなことを聞いております。

財源につきましては121万円となっておりますが、これは国庫の交通安全の施設等整備事業の補助金というふうになっております。これにつきましては、20年、ことしの8月末の完了の

見込みだそうでございます。

次のページでございますが、市道奥江線の改良事業ということで、これは3月上旬に雪が降りまして天候不良ということで繰り越しせざるを得なかったということで、後ほどまた専決のところで詳しく御説明いたしますが、この分が1,813万5,000円という繰越額になっております。これにつきましては、もう事業は既に完了しております。

財源につきましては、合併特例債、市債ですね、地方債ということで1,710万円となっております。

次に、都市景観、失礼しました。都市計画道路整備検討事業、それから下の景観条例の制定調査事業、これちょっと理由が同じなんで一緒に説明させていただきますと、都市計画の分につきましては525万円の繰越額、それから景観条例につきましては303万8,000円となっております。

これにつきましても、この2つは策定中の景観マスタープランですね、これとの調整を要するということで繰り越しという理由になっております。これにつきましては、事業内容は委託料でございます。完成の見込みはことしの7月と、都市計画につきましてはことしの7月、それから景観条例につきましてはことしの12月末というふうに見込んでいるそうです。

それから、災害復旧としまして農業施設の災害復旧事業、この分が1億9,743万2,000円の繰越額になっております。これにつきましても、もうほとんど終わってるんですけど、何か白滝水路のところ若干おくれてるということで、最終的な完了につきましてはことしの8月末ごろということでございます。

財源でございますが、686万8,000円につきましてはこれは地元の分担金です。それから、1億7,480万4,000円につきましては県の補助金ということで、災害の補助金というふうになっております。それから、土木施設の災害復旧事業この分が1,991万2,000円の繰越額となっております。これにつきましては、もう既に完了したということでございます。

財源につきましては市債ですね、公共土木施設の災害復旧の事業債、それから国庫の、国庫の支出金につきましては国庫ということで1,328万1,000円、これが公共土木の災害復旧の補助金ということで財源となっております。

最後の体育施設の災害復旧事業、これにつきましては、繰り越しの理由としましては、積雪や降雨により土が軟化ということで着工がおくれたというふう聞いております。

この分につきましても、既に完了いたしております。金額は1,688万9,000円ということで、財源につきましては地方債で、文教施設の災害復旧事業債というふうになっております。

繰越明許費の繰越計算書の説明については以上でございます。

○議長（三重野精二君）　ここで暫時休憩をいたします。再開は13時より行います。

午後 0 時 05 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第 9、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、詳細説明を求めます。人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（衛藤 秀人君） 諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて詳細を説明をいたします。

由布市には、現在 8 名の人権擁護委員さんがいらっしゃいます。挾間町 3 名、庄内町 2 名、湯布院町 3 名の計 8 名でございます。そのうち、挾間の現職油布紋子氏が退任に伴う推薦でございます。

新任の方につきましては、お手元に御提示しておるように梅野悦子氏、生年月日が昭和 21 年 8 月 14 日生まれでございます。氏につきましては、裏面の方に経歴書を添付してございますけれども、これまで由布院小学校長等の教諭、教頭、校長を歴任されまして、現在においても民生委員、児童委員として子どもや子どもを取り巻く人権問題などに深くかかわっております。その熱意や、地域で信頼されておる人権見識と中立性、公正さを有しておることから推薦をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第 10、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」の詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 総務部長でございます。承認第 1 号の詳細説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、由布市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成 20 年 6 月 5 日提出、由布市長。

裏面をごらんください。専決処分書、下記の件について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をする。平成 20 年 4 月 30 日、由布市長。記、由布市税条例の一部を改正する条例、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、由布市税条例の改正を行う。

正誤表の 3 ページをごらんください。3 ページから 4 ページ、5 ページにつきまして、公益法人関係の税制について整備が行われ、法人の均等割で公益財団法人及び公益財団法人について最低税率を適用するというように改正をしております。それから、公益社団法人並びに公益財団法人

人が公益事業を行わない場合は非課税となりました。

また、人格のない社団等公益法人など、資本金の額または出資金の額を有しない法人について均等割を課す場合には、最低税率を適用することになりました。

次に、7ページをごらんください。寄附金税額控除でございます。34条の7でございます。平成21年度以降の各年度の個人の市民税にかかる寄附金税制の拡大がなされました。

1つとして、寄附金控除の適用対象に、これまでの所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市町村が条例で定めるものが追加をされました。

2つ目といたしまして、これまでの所得税の寄附金控除は所得税控除方式でありましたが、税額控除方式と改められました。

3つ目といたしまして、適用対象寄附金に係る控除税率は6%となっております。

4つ目といたしまして、寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%となっております。それから、寄附金控除の適用加減率は5,000円というふうに定められております。

次に、15ページをごらんください。14以降でございますが、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収でございます。平成21年度から、公的年金からの市県民税の特別徴収制度が創設をされました。その主なものを御説明申し上げます。

1つとして、特別徴収の対象者は、納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払いを受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の者とされています。

次に、特別徴収の対象税額は、公的年金等にかかる所得に係る所得割額及び均等割額となっております。

3つ目といたしまして、特別徴収の対象年金は老齢等基礎年金給付となっております。

次に、第47条の3では、特別徴収義務者を老齢等基礎年金給付の支払いをする者と定めております。47条の4では、年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務として、年金保険者は老齢等基礎年金給付の支払いをする際に、税額をその徴収した次の翌月の10日までに納入しなければならないと定めております。

次に、27ページをごらんください。肉用牛の売却に係る事業所得に係る市民税の課税の特例でございます。肉用牛の売却による事業所得にかかる所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭を超える部分の所得について免税対象から除外をされると。また、その適用年限を平成24年度まで延長をされました。

次に、30ページをごらんください。30ページの7でございます。平成20年1月1日以降から所在する住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日の間に外壁、窓等を通して

の熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われたものについて、改修工事終了後3カ月以内に市に申請書の提出がされた場合には、改修工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の住宅資金税額からその3分の1を減額するということが定められました。

それから、次の31ページの第16条の3、上場株式にかかる配当所得にかかる市民税の課税の特例でございます。上場株式等の配当、譲渡益の賦課税率の廃止及び損益通算の範囲が拡大をされました。

以上が今回の改正の主なものでございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第11、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の詳細説明を求めます。保健課長。

○保険課長（佐藤 和利君） 保険課長です。承認第2号専決処分の承認を求めることについて、この専決処分の承認につきましては、さきの全員協議会にて説明をいたしましたところでありますが、それでは詳細説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成20年6月5日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。専決処分書、下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。平成20年4月30日、由布市長。

由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険税、後期高齢者支援金等賦課税額の創設と条例の一部を改正する必要が生じたため。

次のページをお願いいたします。由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、由布市国民健康保険税条例（平成17年条例第67号）の一部を次のように改正する。条文の第3条からずっと最後の第23条までと、それから4ページ、5ページの附則第9項から附則第23項までの一部改正をして条文等について記載をいたしておりますが、また末尾の新旧対照表にいきまして、その改正部分を添付いたしておりますので参照願いたいと思います。

改正の内容につきまして少し詳しく申し上げますと、後期高齢者医療制度の創設に伴うものが主なものであります。国民健康保険税の医療費にかかる賦課部分の改正で、医療費給付費課税額の限度額を現行の56万円から47万円に減額されます。新たに、後期高齢者支援金等賦課額を設けることで、その限度額は12万円となります。

また、後期高齢者医療制度へ移行したことで影響のある世帯へは5年間の軽減措置があり、また被用者保険から新たに国保に加入する被扶養者へは2年間の減額措置などがうたわれることと

なっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第12、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第6号）」の詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、承認第3号専決処分の承認ということで、平成19年度由布市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

まず、第179条第1項の規定により、平成19年度由布市一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。平成20年6月5日提出、由布市長。

次のページお願いします。専決処分書、下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。平成19年度由布市一般会計補正予算（第6号）、平成20年3月28日、由布市長。

理由は、降雪等による市道奥江線改良事業のおくれに伴う繰越明許費の設定のためということでございます。

それで、一般会計の補正予算（第6号）でございますが、補正の内容につきましては繰越明許費の補正ということで、第1表の繰越明許費をごらんいただきたいと思っております。追加としまして、款は土木費、項道路橋梁費、事業名は市道奥江線の改良事業ということで、金額につきましては1,813万5,000円となっております。

この理由でございますが、先ほど繰越明許費の計算書の方でもちょっと触れたんですが、市道奥江線につきましては、この改良事業が山を掘削してその土を路肩の盛り土として使用してるという工法でございますが、年度内3月31日の完成を目指して工事を進めておりましたが、3月の中旬に雪が降りまして、これで掘削した土が泥土と申しますかどろどろとなりまして、この土を乾かして路肩の施工というのに日数を要するということから、年度内の完成が困難となりまして繰越明許費の設定をいたしたところでございます。

このことから、第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、御報告し承認を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第13、議案第39号由布市景観条例の制定について、詳細説明を求めます。都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 都市・景観推進課長でございます。由布市景観条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案第39号由布市景観条例の制定について、由布市景観条例を次のように定める。平成20年6月5日提出、由布市長。

提案理由といたしましては、景観行政団体として景観計画の策定等景観施策を推進するに当たり、景観条例の制定が必要なためでございます。

次のページに、景観条例の案をおつけしております。

まず第1章、総則ですが、まず目的を規定しております。この条例は、由布市の良好な景観づくりに必要な事項及び景観法の規定に基づく事項を定めることにより、由布市の魅力ある景観づくりを市民、事業者及び市が連携し及び共同して進めることにより、快適かつ豊かに生活できる環境づくりに資することを目的とする、でございます。

第2条は、各用語の定義でございます。

第3条に、市長の責務を規定しております。

第4条には、市民及び事業者の責務を規定しております。

第5条には、交流者の協力を求める規定を規定しております。

第2章でございますが、景観計画に関する事項。

第6条、景観計画の策定をここで規定しております。市長は、市民及び事業者と協力し景観計画を策定することができる、でございます。この景観計画といたしまして、具体的には湯の坪地域景観計画区域を定めたいと思っております。

次に、第7条でございます。7条では、近隣関係者の理解を求める規定を規定しております。

第8条、事前協議の規定を規定しております。

第4章、行為の届出に関する事項でございます。

第9条では、行為の届出について規定しております。

第10条は、届出を必要とする行為、第11条は適用除外の行為を規定するようにはしております。これは別表の方に規定しております。別表につきましては、1枚2枚めくって、1枚めくっていただいた右下から次のページに書いてございますが、湯の坪街道周辺地区景観計画区域において届出を必要とする行為と届出を必要としない行為について表にまとめております。

戻っていただきまして、第12条に特定届出対象行為を規定しております。

第13条、行為の着手の制限。

第14条は行為の完了の届出について規定しております。

第5章につきましては、勧告及び命令の手続に関する事項を第15条で規定しております。

続きまして、第6章、景観協定に関する事項といたしまして、景観協定の締結及び認可につきまして、第16条で規定しています。

景観協定の変更の認可につきまして第17条、景観協定の廃止につきまして第18条で規定し

ております。

第7章は、由布市景観審議会についての規定でございまして、第19条に景観審議会を規定してございます。

最後、第8章、雑則といたしまして、規則に委任する旨を定めております。

続きまして、議案第39号由布市景観条例の制定について、添付資料について簡単に御説明を申し上げます。

湯の坪街道周辺地区景観計画の案についておつけしております。湯の坪街道周辺地区景観計画のエリアについては、少しわかりづらいですが黒線で囲まれたエリア内ということになります。

景観計画の内容につきましては、文章で事細かに規定しておりますが若干わかりにくうございますので、ページ数でいきますと第7ページをお開きください。第7ページには、景観計画の概要につきましてわかりやすくまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。

景観計画の内容につきまして、大きくは、1つは壁面後退でございまして。県道別府湯布院線、湯の坪街道、民芸村縦道及び大分川沿いでは、歩行者にとっての通行安全性を高めるために、道路境界から1メートル以上建物壁面を後退させなければなりません。

続いて、建物の高さでございまして。建物及び工作物の高さは、県道別府湯布院線沿い、湯布院線大分川沿い及び湯の坪川沿いでは10メートル以下、それ以外では8メートル以下にしなければなりません。

屋根の形、建物の屋根は陸屋根を避けてなるべく勾配屋根にしてください。自然素材など、建物及び工作物の素材は自然素材を使用するよう努めてください。室外機は目立たない位置に設置してください。やむを得ず目立つ位置に設置する場合は、自然素材で覆い目隠しをしてください。

自動販売機を覆う屋根等は、周囲の自然景観に調和したデザインとしてください。建物の色彩につきましては、右にカラーチャートといいますが色彩パンフレットをおつけしております、それぞれの色につきまして赤で囲まれた色を使ってくださいという規定にございます。

以上が策定予定の湯の坪街道周辺地区景観計画の内容でございまして。

1枚戻っていただきまして、これまでの経過を簡単にまとめたものをおつけさせていただいております。中段、平成17年に湯布院町が景観行政団体の申請をし、認可を受けております。平成17年10月に、合併に伴い由布市景観行政団体として認可されております。

平成18年6月、自治委員、各組長、11団体の代表者等からなる湯の坪まちづくり協議会が発足、ゴールデンウィークに起こった交通事故を契機に、安心安全な湯の坪の環境づくりを目標に発足しております。

平成18年12月、協議会の協議により景観のルールを定めるための委員会、湯の坪街道周辺景観づくり検討委員会が発足、本格的に湯の坪地区での景観ルールづくりが始まりました。

この湯の坪街道周辺景観づくり検討委員会には、市からも委員が出ておりました、地元と共同作業を進めてまいりました。その後、現地調査、委員会、地元説明等を開催しつつ今日に至っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第14、議案第40号由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 産業建設部長です。議案第40号について御説明申し上げます。由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止について、このことについて御説明申し上げます。

独立法人の緑資源機構が、上位法の改正によりまして廃止となりましたので、由布市においても条例が不必要となりますので廃止を提案するものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第14、議案第41号由布市監査委員条例の一部改正について、詳細説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（野上 安一君） 議案第41号由布市監査委員条例の一部改正について、由布市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年6月5日提出、由布市長。

提案理由は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（19年法律第94号）の施行に伴い、条例の改正を行うものでございます。

次ページをお開きください。次ページの内容と、次の次ページの新旧対照表を一緒に見ただければと思います。

議案第41号の由布市監査委員条例の一部改正について、由布市監査委員条例の一部を次のように定める。平成20年6月5日提出、由布市長。

提案理由でございますが、先ほど申しましたように地方公共団体の財政健全化に関する法律の施行が行われました。この施行に伴いまして、条例の整備を行うものでございます。

内容につきましては、第6条中に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、健全化判断比率及び書類並びに資金不足比率及び書類について監査委員が審査する事項に加えるものでございます。

8条につきましては、土曜日の取り扱いについて不明確でございましたので、由布市の休日に定める条例に準じて明確にしたものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第16、議案第42号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 議案第42号の詳細説明を行います。由布市使用料及び手数料条例の一部改正について、由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年6月5日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、戸籍法の一部を改正する法律及び犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。次の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表が改正をされたところがございます。戸籍謄本または抄本の部分につきましては、整備を行ったものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。同じく、右の欄の上欄の上から4行目に、同法第126条の規定に基づき、この部分が新しく加えられた、戸籍法第126条関係の部分が加えられたということがございます。

この126条関係は、学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍に関する情報の提供が定められておりますが、今まではこの部分につきましてはこれを徴収をする場合無料でしたが、これからは徴収をするということに改められました。

次に、別表第8でございます。右の欄の犯罪被害者等給付金の支給等に関する犯罪被害者等の支援に関する法律、いわゆる犯罪被害等を受けた者を援助するための措置が講じられたことに伴い、題名が変わったために改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第17、議案第43号由布市農政対策審議会条例の一部改正について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 議案第43号について御説明申し上げます。由布市農政対策審議会条例の一部改正について、由布市農政対策審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年6月5日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、さわやか農業協同組合及び湯布院町農業共同組合がそれぞれ解散し、新組合の大分県農業協同組合を設立したため条例の改正を行うものでございます。

次のページをお願いします。次のページの中で、第3条中の委員の人数を11名から9名に改めております。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。この中で、それぞれさわやか農業協同組合から2名、それから湯布院町農業協同組合から2名という委員さんの選出をお願いしてございましたが、今回大分県農業協同組合一本になりましたので、そこの部分で2名の理事さんを選出させていただくというものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第18、議案第44号由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 議案第44号について御説明申し上げます。由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正について、由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正をする条例を次のように定める。平成20年6月5日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、独立行政法人緑機構を廃止する法律の施行並びにさわやか農業協同組合及び湯布院町農業共同組合がそれぞれ解散し、新組合の大分県農業共同組合を設立したため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。それぞれの条文の中に、先ほど申し上げました行政法人の緑資源公団及びさわやか農業協同組合あるいは湯布院町農業協同組合等の文言がございます。この文言をすべて大分県農業共同組合ということに改めるものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第19、議案第45号由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部改正について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 議案第45号由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年6月5日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、さわやか農業協同組合及び湯布院町農業協同組合がそれぞれ解散し、新組合の大分県農業協同組合を設立したため条例の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。これも、先ほどの条例と同じでございます、それぞれのさわやか農業協同組合及び湯布院町農業協同組合を大分県農業協同組合という条文に読みかえるものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第20、議案第46号由布市落葉果樹精算集団総合整備事業資金融資補償条例の一部改正について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 議案第46号由布市落葉果樹精算集団総合整備事業資金融資補償条例の一部改正について、これも同じく、先ほどの条文と同じようにそれぞれさわやか農協、湯布院町農協の解散に伴いまして、条文を大分県農業協同組合に改めるものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第21、議案第47号由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例の一部改正について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（萩 孝良君） 議案第47号由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例の一部改正について、これも先ほどの条例と同じように、相手方の名称を改めるものでございます。以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第22、議案第48号由布市基礎牛導入資金利子補給条例の一部改正について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（萩 孝良君） 議案第48号由布市基礎牛導入資金利子補給条例の一部改正について、これも先ほどの条例と同じように、条文の中を大分県農業協同組合に改めるものでございます。以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第23、議案第49号由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について、詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（吉野 宗男君） 議案第49号について御説明申し上げます。由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正についてでございますけれども、前議案同様さわやか農業協同組合及び湯布院町農業協同組合が解散し、それぞれ新組合の大分県農業協同組合が設立されたための条例改正でございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第24、議案第50号由布市過疎地域自立促進計画の変更について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。由布市過疎地域自立促進計画の変更について詳細説明を行います。

由布市過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、議会の議決が必要でありますので議決を求めるものでございます。

この件につきましては、本年3月定例会において庄内駅中湧線と瓜生田上上湧線の見通し不良を解消するため変更承認をいただきましたが、その時点では瓜生田上上湧線を横断している用水路の関係で路面高を下げるができないので、縦断高の頂点付近に庄内駅中湧線を接続させることとしておりました。

しかしながら、交差点の位置変更を行っても瓜生田上上湧線を通行する対抗車両の見通し改善は困難であることから、地元関係者と協議を重ねる中、用水路の高さ変更について同意が得られましたので、安全通行の効果をより高めるためにも瓜生田上上湧線の改良工事に変更したいものでございます。

最後のページに、参考資料として道路事業の一覧表を掲載しておりますが、事業費として2,130万円の見込みで、変更前と比較をいたしましても1,000万円の減となる見込みでござ

ざいます。

たびたびの変更でまことに申しわけありませんが、御理解を賜り御可決いただきますようお願いを申し上げますして詳細説明を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第25、議案第51号平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、私の方から議案第51号平成20年度由布市一般会計の補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、由布市一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,818万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億4,303万1,000円と定める。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それから、次が債務負担行為の補正ということで、第2条、債務負担行為の変更は第2表債務負担行為補正によるということです。

それから、地方債の補正ということで第3条、地方債の補正は第3表地方債補正による。平成20年6月5日提出、由布市長ということで詳細説明をさせていただきます。

まず、1表の補正につきまして個々に説明したいと思いますので、5ページ目の第2表の債務負担行為の補正というところでそのページをおあげ願いたいと思います。

これにつきましては、変更事項としまして由布市の委託にかかわる事業に関し、銀行等が由布市に土地開発公社に貸し付けた運営資金の債務保証及び前期委託事業に要する費用ということで、補正前が、これ金額なんですけど、限度額が1億6,933万7,000円でございましたものを補正後は限度額を1億6,923万円に変更ということでございます。

この理由につきましては、先ほど総合政策課長からもお話ありましたけど、先月の5月19日に第2回の土地開発公社の理事会が開催されまして、その時に公社の短期借入れの金額これが1億6,923万円となっております。一般会計の債務負担行為の金額、これ当初予算に計上してるとこなんですけど、この金額が1億6,933万7,000円ということで、相違があるということがわかりましたことから調査いたしました。

結論としまして、土地開発公社の短期借入額が正しいということから、今回債務負担行為の補正ということでございます。

なぜ、この差額の10万7,000円に相違が生じたのかということで、原因についても調査をいたしました。その結果、下湯の平の若者定住用地で借入れの対象となっていない経費が計上されていたということで、これも具体的に言えば印紙代金等の分が入っております、その分

で差が出ておるといふことでございます。

続きまして、6ページをお願いします。第3表の地方債の補正ということでございますが、起債であります道路整備事業債、この分を変更するものでございます。補正前の限度額3億2,480万円を、補正後は3億1,480万円ということで1,000万円減額となります。

これにつきましては、先ほどの総合政策課長の過疎地域自立促進計画の変更で説明がございましたように、当初の庄内駅中渕線から瓜生田上上渕線に路線を変えるということで、そのことから1,000万円起債の方も、地方債の方も減額となったという理由でございます。

それでは、9ページをお願いいたします。まず歳入から御説明いたします。

歳入の15款国庫支出金の3項の国庫委託金、その中で総務費の委託金ということで、国民裁判員制度73万5,000円、これが新規ということで計上いたしておりますが、これにつきましては来年の5月から実施されます国民裁判員制度、これに向けて裁判員の候補予定者の名簿を作成するに当たって、住民基本台帳のシステムから出力するためのシステムの開発費用ということで、73万5,000円が国の方から委託金としていただけるということでございます。

それから、次の16款の県支出金の県補助金、その中でまず2節の農業費の補助金25万円、これにつきましては農地・水・環境保全向上対策推進交付金ということで25万円、新規ということになっております。これは、一般会計の当初予算でこの分の対策向上費ということで予算措置されておりますが、これの事務局への事務費の補助ということで25万円補助金が増となっております。

それから、3節の林業費の補助金につきましては、16万6,000円の増額となっておりますが、これはイノシシ被害の防止対策としまして電気柵でございますが、これの分で3分の1県から補助が交付されるというものでございます。

それから、次の3項の県の委託金ということで、教育費の委託金でございますが、これは説明のところに地域協育推進事業委託金、それから小学校の英語教育ステップアップ事業委託金、それから問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金、この分がいずれも県の委託金がちょっと減額されたということで、その分の減ということなんです。

中でも、3番目の問題を抱える子ども等の自立支援につきましては、その下にございますが、一番下にありますけどスクールソーシャルワーカー、これとの兼ね合いから減額になったというふうに説明を受けております。

新規の事業としましては、学力向上支援プロジェクト事業の委託金の45万円、それからスクールソーシャルワーカーの活用事業の委託金として85万円、これが新規事業ということで、県から100%の委託金を受けまして3カ年事業で事業を実施するというんです。

事業内容につきましては、学力向上支援につきましては、大学教授等の講師から指導助言を受

けて学力向上の支援を行う事業ということでございます。それから、ソーシャルワーカーにつきましては、教育相談員、それから関係機関との連帯業務ということで委託事業して行うということでございます。

次の10ページお願いします。繰入金につきましては、財政調整基金を896万2,000円減額しておりますが、これにつきましては歳入と歳出の総額で、歳入がこの分を上回ることから基金で調整したような形になっております。

それから、21款の諸収入の雑入でございますが、その中で雑入の総務課分ということで445万円、これは先ほど市長からも説明ございましたけど、扶養手当の返還分ということでございます。

雑入の総合政策課につきましては、コミュニティ助成金の250万円、コミュニティ助成金ていいますのは自治宝くじの益金ですか、これの分が財団法人自治総合センターから助成金として来るようになっております。その分が250万円です。

それから、雑入の福祉対策につきましては、臨時職員の雇用保険の分が1万1,000円ということなんです。

それから、最後の庄内保育所につきましては、歳出の方でまた御説明いたしますが、九州保育事業の研究大会が沖縄県で開催されますが、これの旅費ということで5万円入るということで、この分を雑入として計上しております。

それから、4目の過年度収入ということで、農業施設災害復旧費の過年度収入5,900万4,000円ということでございますが、これは19年災の農業施設の災害復旧事業の県の補助金ということで、この分を20年度の受け入れということでなっております。

それから、22款の市債につきましては、先ほどお話ししました路線変更ということで、過疎対策事業債が1,000万円の減ということでございます。

続きまして、歳出の方の御説明をさせていただきます。市長の方からも最初の提案理由でお話しございましたけど、今回4月の異動を受けて最初の議会ということで、歳出の中で給与や職員手当等の人件費につきましては今回の組み替えということで各款等に組み替えを組んでおりますので、この分の説明については省かせていただきます。

まず、1目の議会費の9節の旅費でございますが81万3,000円、これの内訳としまして議員の旅費と特別旅費ということで81万3,000円になっておりますが、これは特別委員会等が視察研修ということで、この部分の議員の旅費と随行者の分の特別旅費ということでございます。

それから、次の11節需用費につきましては、先週で終わりました議会の報告会の分の資料の分でございます。それから、14節の通行料につきましては、視察研修費の通行料ということで

ございます。

それから、12ページお願いします。3節の職員手当の中の時間外勤務ということで、その分が若干会計課の方と防災安全の方で今後時間外が見込まれるということで、この分を83万2,000円増額しております。

それから、共済費につきましては、後の款でも同じですが負担率がアップしたということで、この分が1,498万4,000円のアップとなっております。

それから報償費につきましては36万円、これは、これもありましたけど、調査方式の検討委員会の5名分の謝金ということでございます。

それから、旅費につきましては、職員がいろいろ研修しておりますが、これの分の旅費にかかるものでございます。

それから、5目の財産管理費の委託料でございますが、設計管理費の21万円、これにつきましては庁舎の改修にかかわるものです。それから、不動産の鑑定につきましては、14万7,000円増額となっておりますが、これは海の家を売却するというので、これの不動産鑑定を行うということでその委託料が14万7,000円となっております。

それから、登記事務につきましては30万円ということですが、これも海の家にかかわるもので、登記費用がかかるということで30万円でございます。

それから、15節の工事請負費につきましては278万9,000円でございますが、これは子育て支援が今コミュニティセンターの2階にございますが、なかなか子ども連れでベビーカーであそこに上がるというのが大変不便であると。それから、冬場あそこの階段、屋根もありませんし凍結するというので、子育て支援課の方が本庁舎の方に移動するというので、それにかかわる分でございます。

それから、7目の電子計算費の中で13節の委託料、この中で電算運用業務ということで161万円委託料上げておりますが、これにつきましては昨年度パソコンを購入しました。これに伴いますところの新規の設定をする業務と、それ当然新しいのが入りますと古いのが浮きますがその分を再利用するというので、その設定にかかわる分の委託でございます。

それから、9目の地域振興費、これの賃金につきましては臨時職員を、国体期間中ですけど7月から10月までの4カ月間雇うということで、その分が44万6,000円となっております。

それから、19節の負補交につきましては、先ほどコミュニティ助成の事業で歳入のところで御説明いたしました、この補助金を何に使うかといいますと、湯布院神楽の伝承保存会、ここが衣装の用具を購入するというので、その事業に当てるようになっております。

それから、人権同和対策費で共済費と賃金が増となっておりますが、これは職員が実は4月末

で退職しましたことに伴いますところの臨時職員の雇用ということで、この分を計上いたしております。

それから、15ページをお願いします。その中で4項選挙費1目の選挙管理委員会費の中で、委託料で73万5,000円、これでシステム開発業務73万5,000円新規となっておりますが、これは先ほど歳入で御説明しました国民裁判員制度これに伴いますところのシステムの開発料ということで、これを委託するというところでございます。

それから、次の16ページをお開きください。ここでも、4節の共済費、それから7節の賃金ということで、18万1,000円と146万3,000円となっておりますけど、職員がここの分でふえてないということで、この分が1人雇うということで計上されております。

それから、17ページの介護保険の事務費、6目の介護保険の事務費の28節の繰出金185万1,000円でございますが、その中で介護保険事務の43万4,000円、これは公用車を買いかえをしました。これで、この分がちょっと足りないということで、一般会計から繰り出しをしてほしいというのが1つと、あとは包括支援事業費ということで141万7,000円、この分は職員今1人いますけど、もう2人社協へ委託ということで、この分の費用にかかわる分が繰出金ということで予算をお願いしております。

それから、18ページでございますが、18ページをお願いします。これも共済費と賃金につきましては、職員1人ここの保育園の方に当てるようにしてたんですが、その方がちょっと急に産休になったということで、ちょっとその辺で人員の補給ができないということで臨時の方をお願いしております。

それから、9節の旅費につきましては、さっきお話ししましたけど特別旅費ということで11万1,000円、これは沖縄で7月2日から7月4日に九州保育事業の研究大会が行われ、そのために発表者が1名とそれの補助員ということで1名、各2名、西庄内と挾間保育所からそれぞれ1名ずつ行く分の旅費でございます。

それから、負補交につきましては、その研修にかかわる負担金でございます。その1万円です。

それから、19ページでございますが、生活保護総務費の9節の旅費につきましては、特別旅費ということで13万9,000円になっておりますが、増額となっておりますが、これは社会福祉主事の資格をとるためのスクーリングということで、この分が特別旅費となっております。

それから、20ページをお願いします。これは、後ほど健康温泉館の特別会計でも説明あるかと思いますが、先般3月の議会におきまして特会で、健康温泉館の特会で人件費が組まれてないのはおかしいということもございまして、この分で特会の健康温泉館に繰り出しをするものがございます。この分が1,037万8,000円となっております。

それから、5目の環境衛生の総務費でございますが、これの修繕料7万6,000円、これにつきましては湯布院の火葬場の望岳苑がといがちよっと修理ということで、この分が7万6,000円となっております。

それから、21ページの農地費のところでございますが、その需用費の25万円につきましては、先ほど事務局の事務費として25万円来ますということで、この分を需用費の方で充てるような形になっております。

それから、委託料の250万円、これの登記事務となっておりますけど、何か現況と字図で相違がありまして字図の訂正を行うということで、この分の登記事務が250万円ということです。

それから、19の負補交の97万8,000円、この中で維持管理適正化事業の補助金ということで44万8,000円新設となっておりますが、これが提子土地改良区への補助ということで水門水路の整備を行うために補助を出すということです。

それから、市営調査設計費負担金53万円の新規につきましては、塚原地区の用排水路の整備ということで、土地連にこれを設計を実施してもらうということで、その負担金でございます。

それから、22ページ、19節の負補交につきましては、先ほど歳入でも話しましたけどイノシシの被害防止対策事業の補助金ということで、国と県、市のそれぞれ3分の1で33万4,000円の補助金を出すようになっております。

それから、3目の観光費の11節の修繕料68万2,000円につきましては、由布川峡谷の階段の手すりの修繕でございます。

それから、13節の委託料につきましては、同じ由布川峡谷のキャンプ場の清掃管理の委託ということで20万円、工事請負費につきましては、城ヶ原のキャンプ場の転落防止ということで、県の護岸工事が4月で終わったこともありまして、今回転落防止の柵を工事をしたいということでございます。

それから、8款の土木費、23ページに移りまして8款の土木費の2目の道路新設改良費この分で、全体としましては補正予算が1,000万円の減となっております。これは、内訳は特定財源ということで地方債1,000万円減になっておりますが、これの委託料から、13の委託料から19の負補交まではすべて減額となっております。これは、当初の庄内駅中渕線から瓜生田上渕線に変わりましたことでその差額の分を差し引いたところの委託料であり、工事請負費であり、公有財産購入費であり負補交というふうになっております。この分で合計で1,000万円の減額ということでございます。

それから、24ページお願いします。土木費の都市景観費、この中で14節の使用料及び賃借料の著作権料1万4,000円、これは都市景観の策定に伴う地図のゼンリンさんですね、ゼンリンさんの地図会社に使用料として1万4,000円払うという分でございます。

それから、公園費の中の14節の使用料につきましては、機械器具の借り上げ料ということで35万3,000円になっております。これは、医大のすぐ近くの調整池、調整する池ですね、ここに土砂が流れ込んで蓄積してるということで、これの土砂を除去するために機械の借り上げということで35万3,000円となっております。

それから、土木費の同じく公共下水道費、これについて委託料で406万3,000円ということで、事業計画策定業務というふうになっております。これの増額となっております。

これにつきましては、現在の計画で進めた場合、下水道ですけど現在の計画で進めた場合と代替案として合併処理浄化槽を進める案と、それから再度細分化して指定の公共下水道というようなもろもろの対応策を十分に比較検討を行い、住民や国県へ説明する資料としてこの計画を策定するというものでございます。

それから、住宅管理費の委託料につきましては、77万6,000円設計管理ということでなっておりますが、これは湯布院の川上団地と庄内の湊団地、これの屋上の防水改修工事の設計の管理の分でございます。

それから、9款の消防費に入りまして、25ページでございますが非常備消防費、この中の19の負補交につきましては、県の消防操法の大会がございまして、これの出場の補助金ということで32万円となっております。ポンプ操法で県大会に出るというふうになっております。

それから、10款の教育費の事務局費につきましては、ずっと次の26ページまでほとんど、さっきお話ししました小学校の英語教育ステップアップと問題を抱える子ども等の自立支援、それから学力支援、向上支援、それからスクールソーシャルワーカー、この分が事業費減による調整と新規分でそれぞれこういう節を組んで事業を行うということで、その内訳でございます。それが26ページの18節の備品までが、4つの事業が組み合わされた分の差し引きとなっております。

それから、19節の負補交につきましては、由布高校の振興協議会への補助金ということで250万円でございます。

それから、小学校費としまして27ページでございますが、教育振興費で需用費の中の消耗品が19万1,000円増額、これは学級数の増に伴いまして指導書の購入が生じたということで、挾間小学校、由布院小学校、由布川小学校が児童数がふえたと、学級数がふえたということでございます。

それから、28ページでございますが、これにつきましては4節の共済費、賃金につきましては、臨時職員の1名、何か3町で公民館ございますけど、湯布院だけが公民館の臨時職員がちょっと1名少ないということで、その分を雇用するものでございます。

それから、8節の報償費からずっと次の29ページの23節の償還金、償還金じゃない19節

の負補交、失礼しました。16ページの原材料費、これまでは全部地域協育費ということの分の事業の分の組み替えをしております。

それから、19節につきましては、自治公民館等の整備補助金で86万3,000円の新規となっておりますが、これは北方自治公民館が改修を行うということで、この分の補助金でございます。

それから、23節の過年度の精算の国費返納金ということで377万4,000円となっておりますが、これは地域協育推進事業の過年度分を国に返還するという金額でございます。

それから、次の公民館費でございますが、これの11節のところの修繕費に54万6,000円ございます。これが増となっておりますのは、庄内公民館の扉を修繕するというところでございます。

それから、5目の文化施設費の中の7節の賃金、それから14節の使用料及び賃借料、これの減額につきましては、海の家を一応3月末といいますかクローズしたことによる減額でございます。

それから、31ページでございますが、諸支出金の中の土地取得費としまして、これも3月議会で御指摘いただきましたので、公有財産の購入費から負補交の方へ組み替えということで行ったところでございます。

議案第51号の一般会計補正予算の説明については以上でございます。

それから、最後にお手元にこういう、今回の一般会計の補正予算で工事にかかわるところの委託料、それから工事請負費を載せております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第26、議案第52号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 健康増進課長でございます。議案第52号について詳細説明を行います。

今回の補正につきましては、815万9,000円を追加する予算でございます。お願いをするものでございます。

まず、歳出の方から御説明申し上げます。7ページをお開きください。1款総務費1目の一般管理費で115万9,000円を計上してございますが、主なものとして18節の備品購入費93万3,000円でございます。これは軽自動車1台を購入するものでございます。

2款保険給付費1目の介護サービス等諸費でございますが、この款につきましては財源の内訳の更正をやっているものでございます。

5款の地域支援事業費1目の包括支援事業費の700万円を計上してございますが、これは先

ほど一般会計の方でも御説明申し上げましたように、保健師、今回の異動によりまして保健師の派遣を2名解いたものがございますが、保健師の代替職員の部分を2名臨時的、2名雇用するものがございます、700万円委託料として計上させていただいております。

それに基づきまして、歳入の方でございますが、戻りまして5ページでございますが、委託料700万円に対しましてそれぞれ国庫補助金、県支出金、そして一般会計からの繰入金で調整してございます。

3款の国庫支出金2目の地域支援事業費の交付金でございますが、700万円に対しまして40.5%の交付金がございますので、283万5,000円を計上してございます。

5款の県支出金、地域支援事業費交付金でございますが、これは12.5%の県補助金がございますので141万7,000円を計上してございます。

7款の繰入金で2目の地域支援事業費繰入金でございますが、これも12.5%の分で市が負担をしなければいけないということになってございますので、県費と同様111万7,000円を計上してございます。

そして、この700万円とこの3つの合計の足りない不足の分を1款の保険料、第1号被保険者保険料としまして15万1,000円を計上してございます。

そして、7款の繰入金でございますが、その他の一般会計繰入金でございますが、事務費の繰入金で43万4,000円を計上させていただいております。

次のページの諸収入でございます。1目の第三者納付金でございますが、118万円計上しております。これは、被保険者が交通事故等で入院しまして、これ民間の保険の部分からその立替の分といいますか、その部分を納付金ということで歳入で入ってきます。その分を計上させていただきます。

そして、3目の雑入でございますが72万5,000円、これはことしの2月でしたか公用車で事故をしまして、その事故の補償金として72万5,000円が歳入で入ってきます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第27、議案第53号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（吉野 宗男君） 議案第53号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回、歳入歳出それぞれ270万円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,673万9,000円と定めるものであります。

通しの6ページをお願いいたします。3の歳出をお願いいたします。今回の補正につきましては、提案理由の説明の中でも申し上げましたけども、大分県土地改良事業団体連合会の事業実施

をすることから、国や県の補助金は当連合会に交付されるため組み替えと減額を行うものであります。

1 款農業集落排水事業費 1 項農業集落排水事業費 3 目維持管理事業費 1 3 節委託料につきましては、当初 6 1 4 万円を庄内町東長宝地区、農業集落排水施設不明水調査事業としてお願いしておりましたけども、今回先ほどの理由で 4 8 6 万円を減額し、次に 1 9 節負補交で団体営調査設計事業として由布市の負担金を 2 1 6 万円組み替え計上するものであります。

前のページでございますけども、5 ページの歳入につきましては、それぞれ国庫補助金 1 5 0 万円、県費補助金 1 2 0 万円をそれぞれ減額するものであります。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第 2 8、議案第 5 4 号平成 2 0 年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第 1 号）について、詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 健康増進課長です。議案第 5 4 号につきまして御説明申し上げます。

温泉館事業特別会計の補正予算でございますが、1,037万8,000円の追加をお願いする予算でございます。これは、一般会計の方で繰出金ということで御説明申し上げましたが、当初予算の中に人件費として予算計上されていなかったもので、議員御指摘のようにされましたので、委員会の方で御指摘されておりますので、今回その人件費の一般会計からこの温泉館事業会計の方に人件費のみを組み替え予算をするものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 以上で各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（三重野精二君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。次回の本会議は、6 月 9 日午前 1 0 時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。なお、2 時 3 0 分より 4 階大会議室におきまして由布高校の研修会を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後 2 時 20 分散会
